

★ひとい親家庭等高等学校等就学支援金 Q&A

Q1. 児童扶養手当を受給していますが、自分が対象となるかどうかわかりません。

A. 児童扶養手当証書の「支給停止」欄に何も記載がない（＝支給が停止される期間がない）場合、就学支援金の支給対象者（＝全部支給受給者）となります。

Q2. 児童扶養手当が一部支給ですが、申請することはできますか？

A. 児童扶養手当が一部支給、支給停止は、支援金の対象となりません。

Q3. 前年度に購入した教材や通学定期乗車券について、申請に使用できますか？

A. 教材費については購入してから1年以内または使用する学年の年度末（3月31日）のいずれか早い日、通学費については購入した乗車券の期限が属する年度の年度末まで申請することができます。

Q4. 通学定期券を1か月ごとに購入していますが、それらをまとめて申請してもよいでしょうか。

A. 可能です。ただし、申請の際は、各期間ごとの定期券の写しが必要ですので、定期券を更新する際は、コピーまたは写真の保管を忘れずをお願いします。（Q9もご覧ください。）

Q5. 支援金の申請は、1年に1回限りですか。

A. 教材費、通学費ともに年間の上限額に達するまで何度でも申請可能ですが、すでに支援金の対象となった費用については申請することはできません。

Q6. 入学前のオリエンテーションの際に購入したものは対象となりますか？

A. 入学前に購入した教材等でも、入学後に学校で使用するものであれば支援金の対象となります。

Q7. 教材や通学定期券を購入したときは児童扶養手当が全部支給でしたが、児童扶養手当現況届後に一部支給となりました。この場合、購入したものは申請できなくなるのでしょうか。

A. 購入時と申請時の両時点で条件を満たす必要がありますので、ご質問の場合は申請できません。条件を満たさなくなる見込みがある場合は、お早めに申請してください。

Q8. 教材費の学校からの通知文や教材の明細を処分してしまいましたが、申請はできますか？

A. 支給額の審査のため必ず支払いを証明する書類（教材の明細や、通学定期乗車券の写しなど）が必要となります。支払いを証明する書類がない場合は給付ができませんので、必ず支払いを証明する書類を残しておいていただくようお願いします。処分や紛失をしてしまった場合は、学校等に問い合わせいただき、再発行をしてもらうなどの対応をお願いします。

Q9. 通学に使用している定期乗車券は、購入の都度上書き更新をしているため、過去に支払いをした通学費を証明するものはありません。この場合は、過去の支払った経費分については申請できないのでしょうか。

A. 対象物を購入した際は必ず支払証明書類の写しをとっておいていただくよう、お願いします（証明できるものがない場合は、申請することができません）。

The image displays two forms related to child support allowances. The top form is the '児童扶養手当証書' (Child Support Allowance Certificate) for the fiscal year 平成〇〇年度, issued to 塩尻 花子 (Shiokiri Hanako) in 塩尻市 (Shiokiri City). It includes a table for '児童扶養手当' (Child Support Allowance) with columns for month, amount, and status. The bottom form is the '支給停止' (Payment Stop) section, which has a table with columns for '支給停止額' (Payment Stop Amount), '支給停止期間' (Payment Stop Period), and '支給停止理由' (Payment Stop Reason). A red circle highlights the '支給停止' column in this table, with an arrow pointing to it from the text above.